

上昭和浄化センター等管理運営業務委託に係る プロポーザル方式による業者選定実施要領

上昭和浄化センター等管理運営業務委託（以下「本委託」という。）に係る公募型プロポーザル方式による選定については、関係法令及び福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式実施要領に定めるもののほか、本要領、一般仕様書、業務要求水準書、管路パトロール実施要領及び縦覧資料によるものとする。本プロポーザルへの参加を希望する者は、この実施要領に記載された民間事業者の役割を十分理解したうえで、本要領に沿って、委託の目的に合った条件で、応募資料の作成等を行うものとする。

1 事業概要

(1) 委託業務名

上昭和浄化センター等管理運営業務委託

(2) 履行場所

昭和村大字下中津川～両原 地内

（履行場所及び施設の詳細は一般仕様書による。）

(3) 業務の目的及び内容

昭和村の特定環境保全公共下水道施設等の運転管理、保守点検、水質管理及び物品管理調達等業務を包括的に委託することにより、民間事業者のノウハウを活用して効率的かつ経済的に下水道事業を運営することを目的とする。

（業務内容の詳細は一般仕様書、業務要求水準書及び管路パトロール実施要領のとおり。）

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

2 提案限度額

提案限度額及び各費目の限度額は次のとおりとする。

提案限度額 総額	138,200,700円（消費税込み）
オペレーション費	43,215,700円（ 〃 ）
改築更新工事費	94,985,000円（ 〃 ）

※これらは上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

プロポーザルの結果に基づき、村は選定された受注予定者と協議を行い、提案限度額を上限として契約を締結するものとする。

3 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

4 提案書等の作成等に係る提示資料

本委託に関し、村が提示する資料は以下のとおりとする。

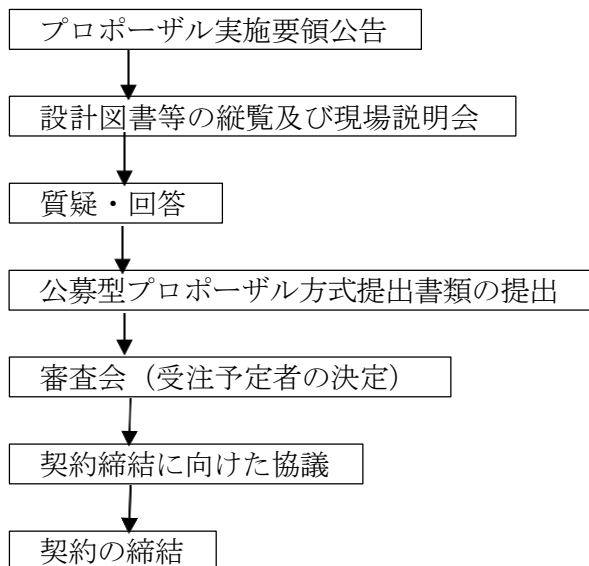
(1) 配布資料

- ア 実施要領
- イ 一般仕様書
- ウ 業務要求水準書
- エ 管路パトロール実施要領

- オ 様式集
- (2) 縦覧資料
 - ア 施設フロー
 - イ 竣工図書類

5 契約締結までの流れ

(1) 公告から契約締結に至るまでの流れは、次のとおりとする。



(2) スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは、次のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付を行わない。また、提出書類等の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

	項目	期日
1	プロポーザル実施要領の公告・実施要領等の配布、設計図書等の縦覧	令和7年1月14日（火）
2	現場説明会参加受付期限	令和7年1月20日（月）
3	現場説明会 下水道施設	令和7年1月24日（金）
4	質疑受付期限	令和7年1月29日（水）
5	質疑に対する回答期限	令和7年1月31日（金）
6	公募型プロポーザル方式提出書類および価格提案書の提出期限	令和7年2月10日（月）
7	審査会（予定）	令和7年2月26日（水）
8	審査結果通知（予定）	令和7年3月 5日（水）
9	協議（予定）	令和7年3月17日（月）
10	契約の締結（予定）	令和7年4月1日（火）

6 参加資格

プロポーザルに参加できるものの形態は、単独企業又は共同企業体とし、次の（１）のすべての資格要件を満たすこと。また、共同企業体においては（２）の全ての要件を満たすこと。なお、参加資格を確認するための書類を提出すること。

（１）共通資格要件

- ア 総括責任者、副総括責任者及び社内審査員の選任に必要な下水道処理施設管理技士、第３種技術検定合格者又は下水道法第２２条第２項に規定する資格を有する者が所属し、かつ下水道維持管理業者登録を受けている企業であること（共同企業体の場合は総合的に上記条件を備えていれば足りる）。
- イ 以下のいずれかに該当する者が所属している企業であること。
 - ① 公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者。
 - ② 下記業務または工事のいずれかに関する５年以上の実務経験を有する者。
 - イ. 下水汚泥の処理場の維持管理業務
 - ロ. 下水道管路施設の維持管理業務（点検調査、清掃、修繕に限る。）
 - ハ. 下水道管路施設の建設・更生工事
 - ③ 技術士（総合技術監理部門上下水道一下水道科目又は上下水道部門一下水道科目）の資格を有する者。
 - ④ R C C M（下水道部門）の資格を有する者。
- ウ 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- エ 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第２条、第３条第１項から第３項まで及び第６条の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- オ 会社更生法、民事再生法に基づく法的手続きを行っていないこと。
- カ 国税又は地方税（村税）を滞納していないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に掲げる暴力団ではないこと。又は、暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下でないこと。
- ク 申請書類の内容に虚偽の記載がないこと。
- ケ 単独で応募した法人は、他の共同事業体の応募の構成員になっていないこと。
- コ 複数の共同企業体において、同時に構成員になっていないこと。

（２）共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体の構成員数は任意とするが、構成員は本業務の実施に関して各々適切な役割を担っていること。
- イ 共同企業体の代表企業をプロポーザルに参加する代表者とする。
- ウ 共同企業体の運営について必要な事項を定めた協定書を締結している者であること。
- エ 各構成員の出資比率は、本業務の役割（業務構成比率）に応じた比率とすること。

7 設計図書等の縦覧及び現場説明会

希望者に対して、本委託に係る図面及び施設一覧表（以下「設計図書等」という。）の縦覧及び現場説明会を次のとおり行う。なお、現場説明会の申し込みについては、「現場説明会申込書」（様式13）に必要事項を記入し、下記の方法にて申込みこと。

（１）設計図書等の縦覧

- ア 縦覧方法 昭和村役場にて縦覧のこと

- イ 縦覧期限 令和7年2月10日(月)
- (2) 現場説明会
 - ア 受付期限 令和7年1月20日(月)
 - イ 現場説明会 令和7年1月24日(金)
 - ウ 集合場所等 各日とも午後1時30分、昭和村役場
 - エ 申込方法 電子メール
 - オ 申込先 昭和村役場 産業建設課 建設係(15 問い合わせ先 参照)
- (3) その他
 - ア 縦覧に供する設計図書等の本プロポーザル以外への使用は認めない。
 - イ 縦覧及び現場説明会においては、原則として質問を受け付けない。
 - ウ プロポーザルの参加に当たり、設計図書等の縦覧及び現場説明会の参加は必須ではないが、技術提案書は設計図書等及び現地を確認した上で提出されたものとして取扱うものとする。

8 質疑・回答

本プロポーザル又は本委託について質疑のある者(共同企業体にあつては代表企業)は、「公募型プロポーザル方式募集要領等に関する質問書」(様式2)に必要な事項を記入し、下記の方法にて申し込むこと。

- (1) 質疑の受付
 - ア 受付期限 令和7年1月29日(水)まで
 - イ 質疑方法 電子メールまたは、オンラインフォーム
 - ウ 質疑先 昭和村役場 産業建設課 建設係(15 問い合わせ先 参照)
※質問書は「Microsoft Word」で作成のこと。
- (2) 質疑に対する回答
 - ア 回答期限 令和7年1月31日(金)
 - イ 回答方法 回答期限までに、昭和村ホームページに回答を掲載する。なお、本プロポーザル及び本委託に直接関係がある質問について回答するものとし、村が本委託等に直接関係ないと判断した質問については回答しないことがある。
- (3) 回答の取扱い

質疑に対する回答は、本要項又は仕様書等の一部として取扱うものとする。

9 公募型プロポーザル方式提出書類の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記により審査に必要な書類および価格提案書を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 公募型プロポーザル方式提出書類送付書(様式1)
 - イ 企業実績表(様式4)
 - ウ 業務実施体制(様式5)
 - エ 配置技術者業務実績表(様式6)
 - オ 参加資格要件を満たすことを証する書類(写し可)
 - カ 業務実施方針(様式7-1)

提案項目	評価項目
業務の目的	業務の目的、条件、内容等をよく理解し、具体性、実現性のある実施方針であること

組織体制及び人員配置計画	汚水処理の安全確実な業務遂行体制として、組織体制（有資格者の配置及び責任範囲）、人員の手配及び配置、勤務体制・突発的な欠員への対処方法並びに業務完了時の引継ぎ方法の計画が妥当であること
安全衛生管理体制	安全衛生管理に係る作業基準、計画（教育、研修等）、組織体制等が妥当であること
環境対策	環境への影響を考慮し、環境への負荷を最小限にとどめるための考え方が妥当であること

キ 特定テーマに対する技術提案（様式7-2）（様式7-3）

テーマ名	提案項目	評価項目
テーマ1 運転管理業務に関する技術提案	運転・操作業務	汚水処理施設場ほか施設の運転管理の計画及び体制は妥当か
		運転管理データの活用等について、業務改善につながる提案があるか
	保守点検業務	日常保守点検の計画及び体制は妥当か
		定期点検の実施方針及び実施予定計画は妥当か
		対象施設の予防保全に対する考え方についてアイデアがあるか
		点検結果の活用等について、業務改善につながる提案があるか
	水質管理・環境計測業務	水質管理の測定項目、頻度に関する計画は妥当か
		環境計測実施計画（計測項目、配置人員、実施頻度等）は妥当か
	施設管理業務	業務実施計画（施設の清掃除草、施錠管理等の内容、頻度及び方法等）は妥当か
	危機管理対応	大雨、台風、地震、重大事故等の緊急事態における業務継続計画（BCP）は妥当か
施設の故障等に対する応急措置について言及されており、効果的なものか		
テーマ2 管理と改築更新の一体的マネジメントの実施に関する技術提案	ストックマネジメント計画策定業務	下水道ストックマネジメント計画に関する理解があるか
		昭和村の実情に合わせた効果的な下水道施設の維持管理・改築更新方法に関するアイデアがあるか
	事業運営アドバイザー業務	昭和村が抱える下水道事業に関する問題は把握されているか
		持続可能な下水道事業問題の解決方法について提案があるか
	下水道のみならず、他業務に絡んだ広範的な昭和村が抱える課題の解決方法の提案があるか	

ク 価格提案書 2カ年の総額及びオペレーション費と改築更新工事費各々の業務別内訳（算出根拠、諸経費含む）が分かるよう記載すること。（様式8を基準とするが任意様式、押印不要）

ケ 参加資格を確認するための書類。

(2) 提出書類のまとめ方及び提出部数

ア 公募型プロポーザル方式提出書類送付書（様式1）、企業実績表（様式4）、業務実施体制（様式5）、配置技術者業務実績表（様式6）、参加資格要件を満たすことを証する書類（写し可）、業務実施方針（様式7-1）、特定テーマに対する技術提案（様式7-2）（様式7-3）、価格提案書（様式8）の順にA4タテのフラットファイルに綴じること。

イ 技術提案は別表の提案項目ごとにインデックスを付すこと。また、ページ下部にページ番号（全ページの通し番号）を付すこと。

ウ 提出部数は正本1部、副本5部（コピー可）とする。

(3) 提出期間

令和7年2月10日（月）午後5時必着

※持参の場合、受付は平日の午前8時30分から午後5時まで

(4) 提出場所及び提出方法

提出場所 昭和村役場 産業建設課 建設係（15 問い合わせ先 参照）

提出方法 持参又は郵送（宅配便含む）

※郵送の場合、応募者の責任において到着確認を行うこと。

(5) 提出書類の取扱

ア 原則として、提出書類の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、審査の過程において、明らかな誤り等が発見された場合は、応募者に確認の上、プロポーザル事務局において簡易な修正を行う場合がある。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において、複製（複写）する場合がある。

(6) 著作権

参加者から提出された技術提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、村は本委託の範囲内で必要と認める場合には、これらの書類を無償で使用することができる。

10 審査の実施等

(1) 審査の実施

ア 審査は、村が設置するプロポーザル審査委員会において、提案評価基準によりプロポーザル審査委員会が実施する。

イ 審査会及び審査内容に関する書類は非公開とする。

(2) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、審査後、速やかに参加者あて書面により通知するとともに、受注予定者名および審査結果の概要等を村ホームページで公開する。

イ 審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

(3) 受注予定者の技術提案書の取扱

ア 受注予定者の技術提案書は、昭和村情報公開条例（平成12年昭和村条例第28号）に基づく情報公開請求の対象となる。（個人情報等を除く。）

イ 受注者の技術提案書（契約に向けた協議の中で変更があった場合は、変更後の内容を含む）は、本委託の業務仕様として取扱うものとする。

ウ 受注予定者に選定された事実をもって、村が当該受注予定者の技術提案内容の全てに同意したとみなすものではない。

11 契約に向けた手続等

(1) 協議及び契約

受注予定者決定後、村は受注予定者と随意契約に向けた協議を行い、業務仕様を確定するものとする。

協議が調った後、受注予定者は、確定した業務仕様に基づき、昭和村長あての見積書を提出するものとする。

見積書記載金額が予定価格の範囲内であった場合は、委託契約を締結し、この締結をもって受注予定者を受注者とする。

契約額は2カ年の総額とし、その支払い方法は契約書に記載するものとする。

(2) 本委託に係る予算が議決されなかった場合

本委託に係る予算が村議会にて議決されなかった場合は契約しない。

(3) 受注予定者との協議が不調の場合

受注予定者との協議が不調となった場合は、受注予定者の決定を取り消し、プロポーザル審査結果が次点の者を受注予定者として上記(1)の手続を行うものとする。

(3) 業務期間開始前の契約解除

村は、受注者が次に掲げる場合に該当するときは、業務期間開始前に委託契約を解除することがある。この場合において、受注者は、契約解除に伴う損害を村に請求することはできない。

なお、契約を解除した場合、上記(2)に準じて契約を行うことができるものとする。

ア 受注者が「6 参加資格」に定める要件を満たさなくなったとき。

イ 受注者が確定した業務仕様に基づく業務を履行することができないと認められるとき。

12 その他の留意事項

(1) プロポーザルの中止等

村が必要と認めるときはプロポーザルの中止、延期又は取消しをすることができる。この場合において、プロポーザルとは、公告から受注者の決定までをいう。

(2) 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者を募った結果、応募者が1者であった場合も、提案評価基準に従い審査を行う。

(3) 費用負担

ア 本プロポーザルのために要した費用は、応募者の負担とし、村に請求することはできない。

イ 業務準備期間中に発生した費用は、受注者の負担とし、村に請求することはできない。

(3) 提示書類の取扱い

村から提示する資料等について、技術提案書作成にかかる検討以外の目的での使用は禁止する。

(4) その他

ア プロポーザル及び契約の手続、並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

イ 受注予定者に選定された事実をもって、村が当該受注予定者の技術提案内容の全てに同意したとみなすものではない。

ウ 提案書の提出をもって、参加者が本要項の記載内容に同意したものとみなす。

13 問い合わせ先

昭和村役場 産業建設課 建設係

所在地：〒968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島6 5 2

電話番号： 0241-57-2123 FAX：0241-57-3044

E-mail： kensetu@showavill.jp

担当者： やまうち 山内 こうじ 康次、こにし 小西 けいすけ 圭祐

上昭和浄化センター等管理運営業務委託 提案評価基準

1 審査方法

- (1) 審査は上昭和浄化センター等管理運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査方法は、提出書類による書類審査及びプレゼンテーション審査とする。
- (3) 審査委員1人当たりの持ち点を「100点」とし、審査委員会の各委員が3の審査基準に従い点数化して個別に評価し、次の①・②を選出する。

① 全委員の点数を合計して最も得点の高い者

（合計点と同じ者があったときは、「業務実施方針」の評価が高い者を上位とし、それでもなお同点であった場合は「運転管理業務に関する技術提案」の評価が高い者を上位とする。）

② 審査委員の1人当たりの持ち点において最高点数をつけた委員の数が最も多い者

①・②が同一の応募者であったとき→当該応募者を受注予定者とする。

①・②が異なる応募者であったとき→審査委員の意見を聞き、委員長が決するところによる。

受注予定者の決定後、受注予定者となった応募者を除き、同様の手順で次点の者を決定する。

- (4) 満点の10分の6に達しない点数をつけた審査委員が過半数となった応募者については、受注予定者（又は次点）に選定しないものとする。

2 プレゼンテーション

プレゼンテーションの実施要領は、次のとおりとする。

- ・プレゼンテーションの実施日は令和7年2月17日とし、時間は応募者に個別に通知する。
- ・プレゼンテーションの場所は昭和村役場2階 議員控室とする。
- ・プレゼンテーションの実施順番は、参加資格確認申請書の提出順とする。
- ・説明者は、応募者（共同企業体にあつては、構成員）と直接的かつ恒久的な雇用関係にある者3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は、30分以内とする。
- ・プレゼンテーションにおける説明事項は「3 審査基準及び配点」（3）の評価基準の欄のとおりとする。
- ・プレゼンテーション後、質疑応答の時間を20分程度設けるものとし、質疑応答の内容も審査に含めるものとする。なお、提出書類の内容について質疑を行うこともある。

- ・プレゼンテーションにおいて説明・提案する業務内容は提案書に記載されている事項とし、プレゼンテーションの場で新たな業務提案はできないものとする。
- ・プレゼンテーションにあたり、プロジェクターの使用を認める。この場合において、提出書類に記載の内容（写真や図表を含む）に限り、PowerPoint 用に編集することを認める。なお、原則としてプロジェクターや端末等の機材は参加者自身が準備することとするが、事前に申出があった場合に限り、村が所有するプロジェクターを使用することができる。
- ・その他プレゼンテーションの実施の詳細は、技術提案書の提出期日（令和7年2月10日）以降に、プロポーザル事務局が参加者に対し個別に通知するものとする。

3 審査基準及び配点

- (1) 審査は、テーマ毎の技術提案の内容を、テーマ毎の評価基準により、妥当性、実効性、効率性、効果等について審査することとし、その評価方法及び付与する得点の得点化方法は次のとおりとする。

評価	評価の度合い	得点化方法
A	当該項目に関して優れている。	配点×1.00
B	当該項目に関して普通である。	配点×0.60
C	当該項目に関してやや劣る。	配点×0.40

- (2) 大テーマの分類及びその配点は、次のとおりとする。

大テーマ	配点
1) 企業の実績	20
2) 配置技術者の技術力	10
3) 実施方針	20
4) 特定テーマ テーマ1	25
特定テーマ テーマ2	25
合 計	100

(3) テーマと評価基準及び配点

1_企業の実績	①同種、類似業務の受注実績について	構成社に下水道施設運転管理業務に関する受注実績があるか	5点
		構成社に下水道管渠等の維持管理業務に関する受注実績があるか	5点
		構成社に下水道ストックマネジメント計画策定業務に関する受注実績があるか	5点
	②地域精通度	構成社に上記3業務に関する河沼郡、大沼郡での受注実績があるか	5点
1_企業の実績 計			20点
2_配置技術者の技術力	①配置技術者の技術力	技術士（総合技術監理部門上下水道－下水道科目又は上下水道部門－下水道科目）、RCCM（下水道部門）、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士のいずれかが配置されているか	5点
		下水道施設の維持管理業務又は建設・更生工事に係る5年以上の実務経験者が配置されているか	5点
	2_配置技術者の技術力 計		
3_実施方針	①業務の目的について	業務の目的、条件、内容等をよく理解し、具体性、実現性のある実施方針か	5点
	②組織体制及び人員配置計画	汚水処理の安全確実な業務遂行体制として、組織体制（有資格者の配置及び責任範囲）、人員の手配及び配置、勤務体制・突発的な欠員への対処方法並びに業務完了時の引継ぎ方法の計画が妥当であるか	5点
	③安全衛生管理体制	安全衛生管理に係る作業基準、計画（教育、研修等）、組織体制等が妥当であるか	5点
	④環境対策	環境への影響を考慮し、環境への負荷を最小限にとどめるための考え方が妥当であるか	5点
	3_実施方針 計		
4_特定テーマ	テーマ1：運転管理業務に関する技術提案		
	①運転・操業業務（処理場、MP）	汚水処理施設等の運転管理の計画及び体制は妥当か	5点
		運転管理データの活用等について、業務改善につながる提案があるか	
	②保守点検業務（処理場、MP、管渠）	日常保守点検の計画及び体制は妥当か	5点
		定期点検の実施方針及び実施予定計画は妥当か	
		対象施設の予防保全に対する考え方についてアイデアがあるか 点検結果の活用等について、業務改善につながる提案があるか	
	③水質管理・環境計測業務（処理場）	水質管理の測定項目、頻度に関する計画は妥当か	5点
		環境計測実施計画（計測項目、配置人員、実施頻度等）は妥当か	
	④施設管理業務（処理場、MP、管渠）	業務実施計画（施設の清掃除草、施設管理等の内容、頻度及び方法等）は妥当か	5点
	⑤危機管理対応	大雨、台風、地震、重大事故等の緊急事態における業務継続計画（BCP）は妥当か	5点
施設の故障等に対する応急措置について言及されており、効果的なものか			
4_特定テーマ テーマ1 計			25点
テーマ2：管理と改築更新の一体的マネジメントの実施に関する技術提案			
①ストックマネジメント計画策定業務	下水道ストックマネジメント計画に関する理解があるか	15点	
	昭和村の実情に合わせた効果的な下水道施設の維持管理・改築更新方法に関するアイデアがあるか		
②事業運営アドバイザー業務	昭和村が抱える下水道事業に関する問題は把握されているか	10点	
	持続可能な下水道事業問題の解決方法について提案があるか		
	下水道のみならず、他業務に絡んだ広範的な昭和村が抱える課題の解決方法の提案があるか		
4_特定テーマ テーマ2 計			25点
総合点 合計			100点